

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た  
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十八号を、令和八年一月二十  
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十八号

令和八年一月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に關し支出する  
ことのできる金額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選 挙 区 名	金 額
徳 島 県 第 一 区	一四、二八五、六〇〇円
徳 島 県 第 二 区	一三、八〇六、一〇〇円